## 平成29年度文部科学省税制改正要望事項

平成28年8月30日 ※H28税制改正要望事項

		次口20代元前以	正女王子宗
1.	教育、科学技術イノベーション関係		
(1)	私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充	【法人税等】	拡 充
(2)	災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇 措置の拡充	【所得税】	拡 充
(3)	現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化 (内閣府等との共同要望)	【所得税等】	拡 充
(4)	幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設 (内閣府、厚生労働省との共同要望)	【相続税等】	新 設
(5)	教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充 (内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望)	【贈与税】	拡 充
(6)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 (経済産業省等との共同要望)	【法人税等】	拡 充
2.	スポーツ、文化関係		
(1)	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	【所得税等】	新 設
(2)	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	【法人税等】	新 設
(3)	ゴルフ場利用税の廃止	【ゴルフ場利用税】	拡 充 ※
(4)	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ (厚生労働省との共同要望)	【たばこ税等】	新 <sub>※</sub> 設
(5)	公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充	【固定資産税等】	拡 充
(6)	文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡 充	【相続税】	拡 充
3.	その他制度改正に伴うもの等		
(1)	(独)教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置	【法人税等】	新 設
(2)	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃 (厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望)	【法人税等】	新 設
(3)	県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲	【個人住民税】	新 設

#### 平成 29 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

# (1)私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】<拡充>

現状、<u>私立大学が行う受託研究</u>については、<u>一定の要件を満たすもの以外</u>は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され<u>課税対象</u>とされているが、<u>当該要件を撤廃し、私立大学が行う受託研究を全て非課税</u>とする(国公立大学についての法人税は非課税)。これにより、特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多元的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進する。

#### 【受託研究に係る税制措置】

#### 非課税となる受託研究の要件

- ①実施期間が3カ月以上 及び
- ②当該研究の成果の公表等

#### 要件 撤廃

#### 【目標・効果】

特に民間企業からの受託研究を受け入れやすく する環境を整備

- ⇒大学の教育研究機能を活性化・高度化
- ⇒多元的な研究資金の獲得を促進
- ⇒「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進

## (2)災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充 【所得税】<拡充>

災害被害を受けた学校法人に対する<u>災害からの復旧時における個人寄附</u>について、所得控除が適用されるところ、本年4月の熊本地震を踏まえて、<u>税額控除について、寄附実績の要件にかかわりなく、適用を可能</u>とする。これにより、小規模な学校法人においても寄附金を集めやすくし、災害からの早期の復旧に資する。

#### 災害からの復旧時における個人寄附に係る税制優遇措置

所得控除

<指定寄付金(大蔵省告示第154号)>

私立学校の校舎その他附属施設の受けた災害による被害の復旧のために当該学校法人に対して支出された寄附金

税額控除

< 寄附実績の要件(PST:パプリック・サポート・テスト)> ①寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上 又は ②3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上(※) (※)実績判定期間(5年)内に以下の事業年度がある場合は要件緩和

(1) 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度 (2) 公益目的事業費用等が1億円に満たない事業年度

#### New!! <税額控除も選択可能>

災害からの復旧時に当該学校法人に対して支出 された寄附金

#### 【参考】現行の学校法人に対する寄附金税制(個人寄附)

所得控除: 寄附金額(所得の40%が上限) - 2千円を所得控除

or (選択制)

税額控除:(寄附金額-2千円)×40%を税額控除(所得税額の25%が上限)

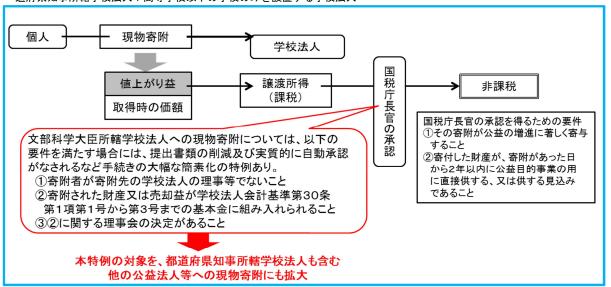
(注) 税額控除の対象機関は PST (パブリック・サポート・テスト) 要件を満たしたもの

## (3) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化(内閣府等との共同要望)【所得税等】<拡充>

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要である。当該手続きには膨大な申請書の提出及び相当の時間を要しているが、文部科学大臣所轄学校法人(※)への現物寄附については、寄附された資産等が継続的に公益目的事業に用いられることが法人の会計において担保されている等の一定の要件を満たす場合には、当該承認手続が大幅に簡素化される特例が設けられている。

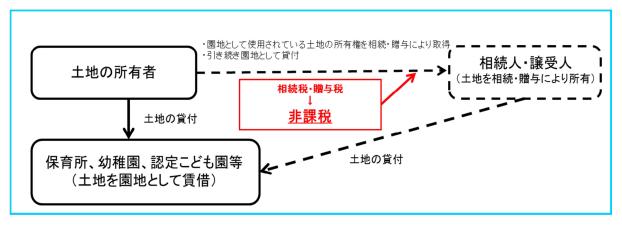
本特例の対象を、<u>都道府県知事所轄学校法人(※)を含む他の公益法人等への現物寄附に</u>も拡大することにより、公益法人等への寄附の一層の促進を図る。

(※) 文部科学大臣所轄学校法人:大学等を設置する学校法人 道府県知事所轄学校法人:高等学校以下の学校のみを設置する学校法人



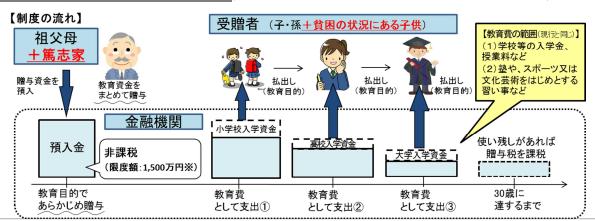
## (4)幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設(内閣府、厚生労働省との共同要望)【相続税等】<新設>

<u>幼稚園・保育所等の敷地として土地を貸与</u>した場合について、<u>当該土地が相続・贈与された場合に、その後引き続き一定期間貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税</u>とし、都市部などにおける園地の確保を図る。



## (5)教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充 (内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望)【贈与税】<拡充>

祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成31年3月31日までの贈与 税の非課税措置について、受贈者が「貧困の状況にある子供」であれば、贈与者を祖父母 に限らず、適用するよう拡大する。これにより、貧困の連鎖や世代間格差の解消を図る。



公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援が届くようにする。

#### 参 考 子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)(抜粋)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

## (6) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(経済産業省等との共同要望) 【法人税等】 <拡充>

<u>民間企業の研究開発投資の維持・拡大に貢献し、民間企業の競争力を強化</u>するため、以下のとおり制度改正を行う。

- ①対象にAIやビッグデータ等を活用した<u>サービスの付加価値を高めるための研究開発</u> を新たに追加(定義の見直し)
- ②総額型の控除率に試験研究費の増減に応じた支援にメリハリをつける仕組みを導入
- ③試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度の期限延長
- ④オープンイノベーション型に係る手続きの簡素化等の運用改善



[試験研究の定義について]

①サービス開発を追加

租税特別措置法 第42条の4第6項第1号 試験研究費 <mark>製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究</mark>のために要する費用で政令で定めるものをいう

## 2. スポーツ、文化関係

## (1) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制 上の所要の措置【所得税等】<新設>

IOC (国際オリンピック委員会)からの要望を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために来日する大会関係者を対象とし、以下の税制上の所要の措置を講ずる。

・本国での課税を原則とし、<u>大会関連の活動により生じた国内源泉所得について所得税等を非</u> 課税とする。等

※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

## (2)2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置 【法人税等】<新設>

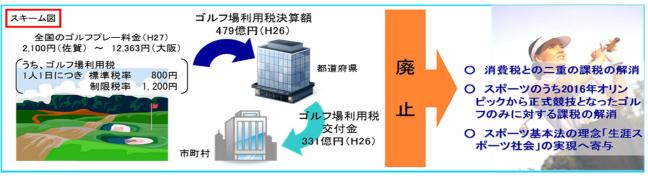
2019年ラグビーワールドカップ主催者(RWCL(ラグビーワールドカップ・リミテッド))からの要望を踏まえ、2019年ラグビーワールドカップ大会のために来日する大会関係者を対象とし、以下の税制上の所要の措置を講ずる。

・本国での課税を原則とし、<u>大会関連の活動により生じた国内源泉所得について法人税等を非</u> 課税とする。

※2015年英国大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

### (3) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】<拡充>

平成23年に成立・施行されたスポーツ基本法により<u>生涯スポーツ社会の実現</u>が理念として規定されたことを踏まえ、国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックから正式競技となったゴルフをプレーする際に課税される<u>ゴルフ場利用税を廃止</u>する。これにより、多種多様なスポーツの中で唯一ゴルフのみが課税されている現状を解消し、生涯スポーツ社会の実現を目指す。



※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等にはゴルフ 場利用税が非課税となっている。

#### |参 考 スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) (抜粋)

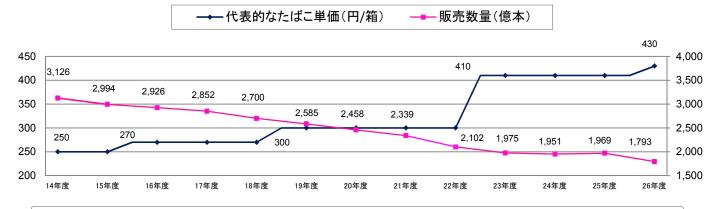
(基本理念)

第2条 <u>スポーツは、</u>これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、 国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康 状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

### (4) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たば こ税の税率の引上げ(厚生労働省との共同要望)【たばこ税等】<新設>

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてスポーツによる健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること、また、青少年による喫煙の防止にも貢献すること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率の引上げを行う。

#### (たばこの価格と販売数量の変化)

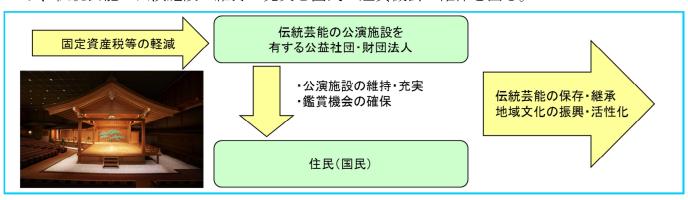


#### 参 考 WHOとIOCとの合意(2010年)

世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、<u>たばこのないオリンピック</u>及び子どもの肥満を予防すること<u>を共同で推進することについて合意</u>した。(2010 年 7 月 21 日ローザンヌ)

### (5)公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設 に係る固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税等】<拡充>

公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂(<u>重要無形文化財である伝統芸能の公演のため</u>の施設)に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準2分の1)について、平成28年度末までの時限措置(2年)となっているところ、恒久化する。これにより、伝統芸能の公演施設の維持・充実と国民の鑑賞機会の確保を図る。

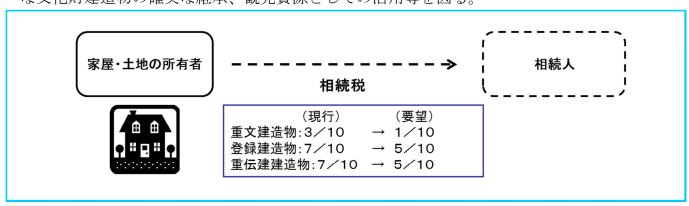


#### 参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』(平成24年法律第49号)

第9条 <u>国及び地方公共団体は</u>、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (6)文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡充 【相続税】<拡充>

文化財建造物である家屋及びその敷地に係る相続税について、重要文化財は10分の3、登録有形文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物は10分の7とする措置が講じられているところ、それぞれ10分の1、10分の5に軽減する。これにより、貴重な文化財建造物の確実な継承、観光資源としての活用等を図る。



### 3. その他制度改正に伴うもの等

## (1) (独)教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】<新設>

<u>(独)教員研修センターの組織見直し</u>に伴い、税制上の所要の措置(これまで適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。

#### 参 考 日本再興戦略 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) (抜粋)

教員の資質向上を図る教員養成・採用・研修の一体改革のための法案について、次期国会を含めた 早期の提出を目指す。

## (2)退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃(厚生労働省、総務省、 財務省等との共同要望)【法人税等】<新設>

退職等年金給付(退職年金、職務障害年金、職務遺族年金)の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、平成 29 年 3 月 31 日まで課税が凍結されている退職等年金給付の積立金に対する特別法人税を撤廃する。

### (3) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】 <新設>

指定都市の設置する<u>義務教育諸学校に係る教職員の給与負担</u>に関する権限について、<u>都道</u>府県から指定都市への移譲を平成29年4月1日に実施することとされたことに伴い、指定都市所在道府県及び指定都市の間の合意を踏まえ、同日付で個人住民税所得割の2%の都道府県から指定都市への税源移譲等の所要の措置を講ずる。

#### |参 考| 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意

(平成25年11月14日、指定都市所在道府県・指定都市) (抜粋)

道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。(中略)

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

#### 参考 平成 26 年度税制改正の大綱(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) (抜粋)

- Ⅱ Iに追加して決定する事項
- 一 個人所得課税 5 その他(地方税)

(備考) 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、<u>個人住民税所得割2%の税源移譲</u>について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、<u>県費負担教職員の給与負担事</u>務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。